

職長等の教育を行うべき業種

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし次に掲げるものは除く。
 - イ たばこ製造業
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

労働安全衛生法施工令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から、職長等教育の対象業種が拡大となり、義務化されました。新たに追加された業種は次のとおりです。

追 加 業 種
食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、以前より職長教育の対象業種となっています。

本改正により、すべての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。